3　総務大臣は、この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局については、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

4　この省令の施行の際現に受けている九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力については、この省令の施行後においてもなお有効とする。

5　この省令による改正前の設備規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間は、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従前の例によるものとし、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○総務省令第六十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣　原口　一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七　設備規則第五十四条第五号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備

第二条第一項四の六の号四の七の号四の七の号四の七の号備設線無

第二条第一項四の六の号四の七の号四の七の号四の七の号備設線無
第二条第一項四の七の号四の七の号四の七の号四の七の号備設線無

別表第一号一(3)アの表中

| | | |